

## 和歌山県子ども食堂応援 ヘルプメイト、県域アドバイザー活動事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が、和歌山県内における子ども食堂の設立・運営に関して助言を行う和歌山県子ども食堂応援ヘルプメイト（以下、「ヘルプメイト」という。）及びヘルプメイトへの助言等を行う県域アドバイザーの活動にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動の対象)

第2条 現に子ども食堂を運営し、又はこれから設立を目指し、和歌山県子ども食堂応援ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）の趣旨に賛同する個人・団体を対象とする。

### (ヘルプメイトの要件・活動内容)

第3条 ヘルプメイトは、以下の要件及び活動を満たす者に県社協が委嘱する。

- (1) ネットワークに加入している子ども食堂の代表者又は運営において主要な役割を担っている者。
- (2) 子ども食堂の普及に意欲があり、依頼者からの子ども食堂の開設や運営に関する相談に対して、経験・知識に基づくアドバイスや見学受け入れなどの活動を通して、依頼者を支援できる者。

2 任期は2年とする。ただし、ヘルプメイト、県社協のいずれかで合理的な理由に基づき、更新しない旨を通知しない限り、自動的に更新されるものとする。

### (県域アドバイザーの要件・活動内容)

第4条 県域アドバイザーは、以下の要件及び活動を満たすものに県社協が委嘱する。

- (1) ヘルプメイトの活動に対する専門的知識や実務経験を踏まえた観点からの助言及びヘルプメイトとネットワーク・関係機関との連携ができる者。
- (2) ネットワークが実施する新規開設セミナー等の活動の企画・開催への協力ができる者。

2 任期は2年とする。ただし、県域アドバイザー、県社協のいずれかで合理的な理由に基づき、更新しない旨を通知しない限り、自動的に更新されるものとする。

### (県域アドバイザー及びヘルプメイトへの協力)

第5条 ネットワーク及び和歌山県は、県域アドバイザー及びヘルプメイトと連携し、活動に協力する。

### (ヘルプメイト活動事業申込方法)

第6条 ヘルプメイト活動事業の依頼者は、「ヘルプメイト活動事業申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、県社協へ提出する。

2 県社協は、前項に基づく申込の内容を基にヘルプメイト、県域アドバイザーと調整を行い、活動を決定した時は、依頼者に「ヘルプメイト活動事業決定通知書」（様式第2号）により通知する。

なお、ヘルプメイト活動事業の受付は原則として申込順とする。

(県域アドバイザー活動事業申込方法)

第7条 県域アドバイザー活動事業の依頼者は、「県域アドバイザー活動事業申込書」(様式第4号)に必要事項を記入し、県社協へ提出する。

2 県社協は、前項に基づく申込の内容を基に県域アドバイザーと調整を行い、活動を決定した時は、依頼者に「県域アドバイザー活動事業決定通知書」(様式第5号)により通知する。

(実施報告)

第8条 第3条に基づき活動したヘルプメイトは、活動終了後、概ね2週間以内に、「ヘルプメイト活動実施報告書」(様式第3号)を県社協に提出する。

2 県域アドバイザーは活動が完了した日から概ね2週間以内に「県域アドバイザー活動事業実施報告書」(様式第6号)を県社協に提出する。

(派遣費用)

第9条 活動に要する謝金及び旅費については別表のとおりとし、県社協が負担する。

2 活動したヘルプメイト及び県域アドバイザーに対する謝金及び旅費の支払いは、前条第1項及び第2項の定めによる報告書が提出された月の翌月末日までに行う。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項等については、県社協会長が別に定める。

別 表

ヘルプメイトの活動に要する謝金	1回あたり5,000円
ヘルプメイトの活動に要する旅費	県社協関係規程に基づく額
県域アドバイザーの活動に要する謝金	1回あたり10,000円
県域アドバイザーの活動に要する旅費	県社協関係規程に基づく額

附 則

この要項は、令和6年12月1日から施行する